

奈良県告示第三百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、大和ハウス工業株式会社支配人上川幸一から次のとおり南大和田園都市牧野A南（2）地区土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 換地処分の年月日

平成二十五年十二月九日

二 換地処分の内容

平成二十五年十一月十九日付け奈良県指令地デ推第一八三号をもって認可した換地計画のとおり

三 町の区域の変更

他の町の区域を編入する町		他の町に編入される町	
なつみ台一丁目		木ノ原町（一部）、釜窪町（一部）	
なつみ台四丁目		釜窪町（一部）、畑田町（一部）	

四 町の名称の変更

新町の名称	現町の名称
なつみ台三丁目	木ノ原町（一部）、釜窪町（一部）、畑田町（一部）